

# 自転車Q&A④



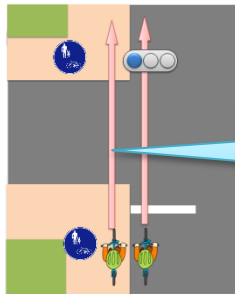
## ～自転車の守るべき信号～

自転車は“車両”ですので基本的には車両用の信号機に従って走行することとなります。しかし、横断歩道に歩行者がいないなどのため横断歩道を通行する場合等は、歩行者用の信号機に従うこととなります。以下に、自転車の守るべき信号についてまとめました。

### Q 自転車は『車両用』『歩行者用』どちらの信号機の信号を守ればいい？

A 状況によって異なります。  
大きく分けて3つのパターンがあります。

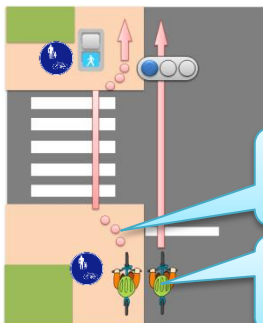
#### パターン① 歩行者用の信号機がない場合



車両用の  
信号機に従う

車両用の信号機に従うこととなります。  
この場合、歩行者であっても車両用の信号機に従わなければいけません。

#### パターン② 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がない場合



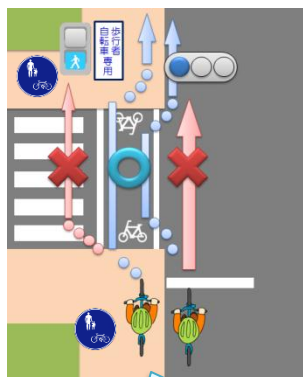
横断歩道  
⇒ 歩行者用  
に従う

車道  
⇒ 車両用  
に従う

- 横断歩道を走行 ⇒ 歩行者用の信号機
- 車道を走行 ⇒ 車両用の信号機に従うこととなります。

横断歩道については、歩行者が道路を横断するための場所ですので、歩行者がいないなど**歩行者の通行の妨害となるおそれがない場合を除き**、自転車に乗ったまま通行してはいけません。  
(交通の教則第3章第2節1(5))

#### パターン③ 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がある場合



歩行者用の信号機に従い、自転車横断帯を走行

**歩行者用の信号機に従い、自転車横断帯により横断することとなります。**

- 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければいけません。  
(法第63条の7第1項)
  - 自転車は、自転車横断帯がある場所の付近では、その自転車横断帯によって横断しなければいけません。  
(法第63条の6)
- ( 罰則 … 2万円以下の罰金又は科料  
(警察官等の指示に従わなかった者) )